

後見支援預金

ご利用いただける方		成年（未成年）後見人で、 家庭裁判所より後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
口座開設	方 法	後見人の方にお預入れいただきます。 新規口座開設時にお持ちいただくものは下記の通りです。 ■家庭裁判所発行の指示書（原本） ■後見人のご本人確認資料 ■登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ■後見人の実印および預金取引のご印鑑（実印でのお取引も可） ■初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額） 当行のお取引状況により別途必要な書類がございます。 詳しくは窓口にお問い合わせください。
	金 額	金額の制限はありません。
	単 位	1円
対象預金		普通預金
口座開設手数料		11,000円（税込）
口座管理手数料		なし
適用金利		普通預金の店頭表示の利率を適用します。 なお店頭表示利率は原則毎月1回（第一月曜日）変更します。（変動金利）
利 息	利 払 頻 度	利息決算日は毎年2回（2月および8月）とします。
	付 利 単 位	100円
	最低付利残高	1,000円
	計 算 方 法	日々の最終残高の積数により、1年を365日として日割り計算します。
	計 算 期 間	利息決算日の翌日から次回利息決算日までの期間とします。
お預入れ/お引出し		家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れ（お引出し）いただけます。 ※お取引の都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※口座開設店でのみお取引いただけます。
税金		分離課税（税率20%） ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
ご利用窓口		・お預入れ、払戻しともに口座開設店の窓口のみのお取り扱いとなります。 ※ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングではご利用いただけません。 ※キャッシュカードの発行はいたしません。
その他		・すべての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・直接公共料金の引落しは行えません。 ・マル優のお取扱いはできません。
金利情報の入手方法		窓口または当行ホームページでご確認ください。
当行が契約している 指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（2020年7月現在）